

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、1964年の新産業都市の指定を機に、臨海部には鉄鋼、石油化学、銅の精錬など、内陸部にはITや精密機械などの企業が進出しており、このような進出企業に関連する中小企業が数多く集積し、工業分野の最先端技術を持つ多種多様な企業が活発な経済活動を展開することで、地域経済の成長を牽引してきた。この経済発展により、本市の人口は1964年当時と比べ倍増し、個人の価値観が多様化・高度化したことに伴い、商業やサービス業等においても、多彩な企業活動が展開されるようになってきた。

しかしながら、近年、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来に伴う市場の縮小、経済のグローバル化、情報通信技術の進歩など、企業を取り巻く環境は大きく変化を遂げており、本市の経済を支える強い基盤を築くためには、商工業のさらなる発展が不可欠な状況である。

一方、生産年齢人口の減少は全国と同様の傾向で、2022年末に約28万人であった生産年齢人口は、2030年には約26万8千人となり、2040年には約24万2千人とさらに減少する見込みである。さらに高齢化率は、2022年の28%から、2030年には31%となり、2040年には35%まで高まるとみられており、今後、全国的な少子高齢化の進展による構造的な人手不足が本市の産業及び経済に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

このような中、本市では、企業の競争力強化のため設備投資の促進や販路拡大、人材確保・育成の支援のほか、ロボット関連産業やクリエイティブ産業等の成長産業の育成などさまざまな施策を推進しているところであるが、特に生産年齢人口の減少等による企業の人手不足への対応は喫緊の課題となっている。

こうした状況に鑑み、市内中小企業において、より生産性の高い設備等を導入し労働生産性が向上することにより、深刻化する人手不足への対応や経営基盤の強化、競争力の強化につなげていくことを目的として本計画を策定する。

#### (2) 目標

市内の事業所の99%を占める中小企業者の人手不足に対応するため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者が新たな設備投資等により生産性の向上を図る取組を支援することで、本市経済の持続的かつ安定的な成長につなげることを目指す。

この導入促進基本計画の計画期間中に80件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取組を促すため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでおり、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象となる地域は、本市内におけるすべての地域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業やサービス業など多岐に渡っていることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象となる業種及び事業については、すべての業種及び事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、2年間（令和5年7月23日～令和7年7月22日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③大分市税を滞納している事業者を除く。